

隠 監 第 9 号
令和 2年 9月 1日

隠岐の島町長
池田 高世偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽野 正弘

同 池田 信博



令和元年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方自治法第233条第2項の規定により令和2年8月3日付隠総第77号にて審査に付された令和元年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、地方自治法第241条第5項の規定による「基金の運用状況の審査」、財政健全化法第3条第1項の規定による「普通会計の財政健全化審査」を実施したので報告いたします。

令和元年度隠岐の島町一般会計・特別会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和元年度における会計管理者所属の下記に掲げる一般会計ほか特別会計の全12会計の決算を対象とした。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

- ①国民健康保険事業勘定特別会計
- ②国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計
- ③国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計
- ④国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計
- ⑤下水道事業特別会計
- ⑥駐車場事業特別会計
- ⑦訪問看護事業特別会計
- ⑧布施へき地診療施設事業特別会計
- ⑨五箇へき地診療施設事業特別会計
- ⑩中財産区特別会計
- ⑪後期高齢者医療保険事業特別会計

2、審査の期間

令和2年8月3日から同年8月28日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 3日（月）

8月 4日（火）

8月 5日（水）

8月24日（月）

8月25日（火）

8月28日（金） 以上6日間

なお、期間中の8月5日は上水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

審査は、歳入においては例年どおりの調定額と収入未済額の調査のほか、前年行った予算現額と収入済額との差額の発生理由について特に調査を深めて対応した。この調査は、決算審査における提出依頼した調書及び担当職員の聴取において、調定額と収入額に視点がおかれ、予算額に対する収入額を軽視する傾向が見受けられることから引き続き行ったものである。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業の内容調査を、また、一般会計から特別会計への繰出金の状況と基金の状況について重点的に調査を行った。

第2 審査の結果

1、決算計数について

審査に付された一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りの無いものと認められた。

収入未済額についての決算審査をする中で、「別表④収入未済額」の審査結果のとおり、2件の収入調定額の誤りが判明した。この要因は減額調定を忘れていたなどの事務上の単純ミスによる誤りであった。この誤りによる決算の修正は審査時点で会計事務及び出納閉鎖後の決算書全体に及ぶことから困難なこと、また前述のとおり歳入・歳出の決算総額には誤りがなかったことから当報告書でその旨を記述・記録することで決算書全体の修正はしないことになった。令和2年度において調定額を増減修正して対応することになる。

また、平成30年度決算で収入未済額があった項目について、令和元年度の調定額との整合性の審査をおこなった。前年度の決算後に過去に遡っての更正や調定が行われたもの、あるいは調定漏れなどの事務上のミスで収入未済額(滞納額)の誤りが判明したものもあったが、内容調査の結果、令和元年の調定額は正当であることを確認した。

2、財政状況について

(1) 一般会計について

令和元年度の一般会計の予算規模は 182 億 2,695 万 5 千円で、決算規模は

歳入 177 億 9,934 万 3 千円

歳出 175 億 4,851 万 8 千円

差引 2 億 5,082 万 5 千円 であった。

「別表①年度比較-3 の年度比較、及び-4 の対前年度伸び率」の合計欄のとおり、現年度分及び前年度からの繰越分(繰越明許費)のどちらも増額となった結果、予算規模は 14 億 58 百万円 8.7%の増となり、決算規模は歳入では 17 億 44 百万円 10.9%、歳出でも 17 億 29 百万円 10.9%それぞれ増となった。

これは、公債費は 2 億 95 百万円の減額となったものの、新庁舎建設事業やジオパーク中核拠点施設整備事業など大規模事業に取り組んだ結果、普通建設事業費で 18 億 69 百万円の増額となったことなどによるものである。(普通会計財政状況調べ)

歳入歳出の差引額(形式収支額) 2 億 5,082 万 5 千円から翌年度に繰り越す財源(繰越明許費) 4,042 万 6 千円を差し引いた 2 億 1,039 万 9 千円が実質収支額である。うち地方自治法第 233 条の 2 の規定により 1 億 1,000 万円を基金に積み立てをするものである。

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は「別表①-1 の令和元年度一般会計決算状況」の合計欄のとおり、収入率は 97.7%、執行率は 96.3%となった。

収入率は 100.0%に近いのが良く、100.0%を超せば余剰金が発生することになり、一方、執行率は低いほど財源に余裕がでてくる反面、低すぎると予算編成上に問題があるといわれている。では適正な執行率かというと、本町の場合は標準財政規模の 2.2 倍の予算規模であることから一般論は当てはまらないかもしれないが、実質収支比率は 3~5%が適正な範囲と言われていることから逆算して、執行率の適正数値は 98.6%から 97.7%と推計している。

(標準財政規模 84 億 3,129 万 8 千円によって実質収支比率を試算)

令和元年度の本町の収入率、執行率とも、これら試算した率より低い結果となっている。

ただし、これら収入率・執行率は、翌年度への繰越明許費による予算との差額の発生によっても変動するものであり、単年度の予算だけでは試算しきれないものがある。

このことから「別表③一般会計決算状況」で、翌年度への繰越事業費を100%の収支があるとして試算したら収入率は100.0%、執行率は98.8%となった。収入率は適正な数値となったが、執行率は若干だが高く、厳しい財政状況の裏付けとなる試算数値であった。

(2) 特別会計について

令和元年度の特別会計は、「別表②特別会計の決算状況」に示すとおり、全会計の単純合計金額だが歳入決算総額45億8,819万8千円、歳出決算総額は45億3,591万4千円となり、全会計において黒字決算であった。

なお、駐車場事業特別会計と中財産区特別会計を除く特別会計には、一般会計からの繰入金があり、その総額は9億3,436万4千円で、特に国保会計、下水道会計及び後期高齢者会計の繰入金が増額された結果、前年度の8億9,962万円より3,474万4千円の増額となった。

各関連法で規定され地方財政計画によって一般会計で負担すべき経費と定められた繰出基準によるものが大半で、赤字補填財源の繰出金はないとの財政説明があった。

第3 審査意見

1、予算執行率等について

前述の「第2-2 財政状況について」で述べたとおり、予算に対する収入率97.7%、支出執行率96.3%と、それぞれの率は低いと判断し、この要因を調査した結果、繰越事業による影響が大であることが明らかになった。

ここ数年の決算において、事業の大規模化による継続費や繰越事業とは別に、町道整備事業などにおいて繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものである。

当初予算計上事業でも、事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われる。

繰越事業費を勘案した試算数値では収入率100.0%、執行率では98.8%と決算総額においては、ほぼ良い数値が出てきたが、予算科目によっては数値の低い科

目もあることがわかった。

歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできなかったが、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されているかどうかについて懸念するところである。特に特定財源の増減は、事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項である。

一方、歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたい。

また、「別表③一般会計決算状況」で分析したところ、令和元年度の一般会計の予算編成は、積極的な当初予算額 191 億 5 千万円を計上していたが、建設事業の次年度以降への先送りなど諸々の要因によって結果的には衛生費と災害復旧費を除く科目（各款の予算額）で減額補正を行い、最終予算規模は当初予算と比較して 8.8% 余り約 16 億 9 千万円の減となった。減額補正を行った要因を精査して、翌年度以降の予算編成に活かしていただきたい。

また、繰越明許費は当該年度での予算補正ができないので、費用を加算した事業費としていることから、収入不足や支出不用額が発生し収入率や執行率が低い傾向にある。「別表⑤繰越明許費」の調査のとおり、決算額で繰越事業充当の一般財源が繰越された財源を 746 万円も超過し、当該年度の一般財源から補填されている状況は好ましくない会計処理と考える。繰越額の積算には事業費と財源について十分留意いただきたい。

2、税等の滞納処理について

収入未済額の総額の状況は、次のとおりである。なお、詳細は「別表④収入未済額」をご覧ください。(単位:円)

会 計	収入未済額	うち滞納額	うち繰越明許費
一般会計	254,023,899	94,277,761	159,746,138
国保会計	37,108,689	37,108,689	
下水会計	198,566,768	2,316,768	196,250,000
後期高齢者医療会計	760,760	760,760	
合 計	490,460,116	134,463,978	355,996,138

※一般会計は調定誤りによる数値修正後、後期高齢者の普通徴収のみ計上

一般会計と下水道会計の繰越明許費等にかかる国・県補助金の収入未済額があるが、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で1億3,446万4千円と試算している。これに上水道会計の水道料の収入未済額3,261万2千円を加えると合計で1億6,707万6千円にもなる。

(水道料の収入未済額は、会計制度上3月分の使用料が収入未済となるため調査時点の額を計上した)

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によって滞納分の徴収率が向上し滞納総額が前年度より減少していることを評価するものであるが、数人の大口滞納者の金額が相当なウェートを占めていることや、新規の滞納者が発生している現状がある。より一層、徴収業務に努力するよう望むものである。

私債権の取り扱いについては、令和2年7月施行の債権管理条例等によって事務的な制度が整ったことから将来における徴収成果に期待するものである。職員が取り組みやすい環境整備、組織体制を構築していただきたい。

一方、不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われているが、時効等によって1,171万7千円もの多額な財源を放棄した事実を重く受け止め、公平公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けていただきたい。

会 計	不納欠損額 (円)
一般会計	5,834,448
国保会計	5,451,252
下水会計	326,883
後期高齢者医療会計	104,871
合 計	11,717,454

3、財政の健全化等について

地方交付税の町村合併にともなう特例措置が無くなる一本算定は令和2年度からである。また、減り続けてきた公債費も大規模事業の借入金の返済が始まると増加に転じ、ますます厳しい財政状況が予測される。

真に住民のためとなる多種多様な行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたい。

(1) 基金について

地域振興基金は平成 29 年度、30 年度に引き続き 1 億円超となる 1 億 5,657 万 9 千円を取り崩して、地域づくりの 15 事業の財源となった。また、寄付金によるふるさと応援基金も教育関係事業に 1,297 万 6 千円を繰り入れて活用された。

財政調整基金と減債基金は、当初予算では合わせて約 6 億 4,677 万 2 千円の繰入を計上していたものの、歳出の減額補正などによって最終的には半分程度の 3 億 506 万 5 千円の繰入金となった。

結果、一般会計と特別会計の年度末の基金総額は、前年度より 3 億 4,623 万円減の 51 億 5,489 万 9 千円となった。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものである。

(2) 一般会計から特別会計への繰出金について

繰出金の総額は、年々増加しております。

繰出金の基準内繰出金と基準外繰出金について一部調査を行った。


公営企業会計の上水道事業を含め、公営企業会計法の法非適用の下水道事業、また診療所会計を含む国民健康保険、後期高齢者医療事業など繰出基準に基づく繰出金は国の地方財政対策によって地方交付税等で財源措置されている。

一方、町の政策方針に基づく基準外繰出金であるが、一般会計からの繰入金によって特別会計が最終的に黒字決算となったことで、その特別会計の運営・経営状況が適正に判断できているかどうかを懸念している。人件費負担などの繰出金を含む政策的な経費の積算根拠を明確にし、客観的にみて安易な通常の運営経費の赤字補填と思われる繰出金については検討いただきたい。

赤字決算をおこなって、翌年度からの繰上げ充用金制度の活用も運営状況を判断する会計制度の一つの手法と思っている。

以上、令和元年度一般会計、特別会計の決算審査の報告をいたします。

令和 2 年 9 月 1 日

隠岐の島町監査委員 嶽野 正弘 

同 池田 信博 

令和元年度隠岐の島町基金運用状況の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する次の基金について審査を行った。

- (1) 用品調達基金
- (2) 土地開発基金

2、審査の期間

令和元年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

基金の設置目的に沿った運用がなされているかどうか、定額資金の一年度間の増減異動状況について審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された基金の運用状況は表のとおりであり、それぞれの関係書帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められた。

(1) 用品調達基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
物 品	0	16,045	16,045	0
現 金	1,007	16,038	16,045	1,000
計	1,007	—	—	1,000

前年度の運用基金100万円を越す基金残高は、出納整理期間中に過払いが発覚し返済されたもので、これが解消された。

(2) 土地開発基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
土 地	166,260	0	0	166,260
現 金	115,052	0	0	115,052
計	281,312	—	—	281,312

年度中の変動はなかった。

2、意見

(1) 用品調達基金


用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に設置された基金。今後も施行規則を順守した運用に心掛けていただきたい。

(2) 土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金であるが、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方について検討をいただきたい。

以上、令和元年度隠岐の島町基金運用状況の審査の報告をいたします。

令和2年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野 正弘 

同 池田 信博 

令和元年度隠岐の島町財政健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第3条の規定により提出された、令和元年度普通会計における健全化判断比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和元年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された健全化判断比率は表のとおりであり、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	13.64%	
②連結実質赤字比率	—	18.64%	
③実質公債費比率	9.2%	25.00%	
④将来負担比率	112.7%	350.00%	

2、意見

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、黒字決算であり問題はない。

③実質公債費比率9.2%は、前年度数値の10.1%より0.9ポイント低減し良好である。

④将来負担比率112.7%は、前年度数値の95.7%より17.0ポイント上昇し悪化しているが、問題となる数値ではない。

よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和元年度隠岐の島町財政健全化の審査の報告をいたします。

令和2年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野 正弘



同 池田 信博

